

つがる西北五広域連合介護認定審査会委員定数等条例

平成 11 年 7 月 15 日

条 例 第 20 号

改正 平成 12 年 12 月 27 日

条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 138 条の 4 第 3 項に定めるところにより、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 14 条の規定に基づいて設置するつがる西北五広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定審査会の委員の定数)

第 2 条 認定審査会の委員の定数は、150 人以内とする。

(平成 12 条例 2・一部改正)

(規則への委任)

第 3 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 2 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。